

公立沖縄北部医療センター整備協議会幹事会
令和5年度第2回財団法人部会 議事要旨

I 日 時 令和5年9月7日(木) 14:30~16:30

II 会議開催 沖縄県北部合同庁舎2階 大会議室

III 参加者

<部会長>

沖縄県保健医療部 喜舎場医療企画統括監

<部会員>

名護市	伊野波市民部長
国頭村	新里福祉課長
大宜味村	宮城住民福祉課長
東村	平田福祉保健課長
今帰仁村	宮里健康づくり推進課長
本部町	松本健康づくり推進課長
恩納村	新里健康保険課長(欠席)
宜野座村	城間総務課長
金武町	島袋保健福祉課長(欠席)
伊江村	万寿医療保健課長
伊是名村	諸見住民福祉課長
伊平屋村	上江洲住民課長(欠席)
北部地区医師会	稲嶺事務局長
北部地区医師会病院	山城事務長
沖縄県立北部病院	高原事務部長(欠席)
沖縄県病院事業局	照屋病院事業企画課長(欠席) 金城主査(代理出席)
沖縄県北部医療組合	下地事務局長

<事務局>

沖縄県保健医療部医療政策課

北部医療センター・医師確保推進室 川満室長、小波津主幹、比嘉主査

沖縄県北部医療組合 総務課 松本課長、島田主査、瀬長主任、

施設整備課 屋比久課長

IV 議事要旨

1 開会

部会長による開会の挨拶が行われた。

2 第1回財団法人部会の振り返り

令和5年5月18日に開催した第1回財団法人部会検討状況について事務局から説明し、確認された。

3 議事

議事1 出捐金(案)について

北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書及び公立沖縄北部医療センター整備基本計画を踏まえ、

- ・ 出捐団体は、設立者となる沖縄県、北部12市町村、北部地区医師会の計14団体となること
- ・ 出捐金の総額は300万円(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第153条第2項に定める下限)とし、各設立者の出捐金額は10万円以上、10万円単位とすること
- ・ 出捐金は全て財団法人の基本財産に位置づけること
- ・ 設立者毎の出捐金額及び負担の考え方について、沖縄県については、北部医療センターの母体となる病院の設置者であり、その整備に主導的な役割を担っていること及び北部圏域の医療の推進を図る役割を担っていることから150万円(出捐金総額の5割)とすること、北部12市町村については、北部圏域の医療の推進を図る役割を担っていることを踏まえつつ、出捐金の負担に当たっては、市町村全体の財政状況を十分に勘案し一律10万円、12市町村で120万円とすること、北部地区医師会については、沖縄県と同様、北部医療センターの母体となる病院の設置者であり、北部地域における安定的な医療の提供を図ることが求められることから、30万円とすること
- ・ 各設立者は、令和7年度に出捐金の払い込みができるよう、令和7年度当初予算に出捐金を計上すること

とする考え方が示され、質疑応答が行われた後、大枠について了承された。

(主な質疑)

- 財団設立時における出捐金額が想定していた金額よりも低いのが、追加の出資はないのかとの確認があり、財団設立時における追加出資は行わないとの説明があった。
- 北部12市町村の一律10万円という負担金割合は、どのような考え方に基づくものかとの質問があり、出捐金総額を300万円と設定し、その5割に相当する150万円を沖縄県が負担することとしたので、残りの150万円を北部12市町村と北部地区医師会で負担していただくに当たって、北部地区医師会については沖縄県に次ぐ金額となる30万円を負担していただき、残りの120万円を北部12市町村に負担していただきたいと考えており、この120万円を各市町村の財政状況を個別に勘案し、

かつ、恩納村、宜野座村及び金武町について受療動向を勘案した場合、負担額が 0 となる団体が生じることとなったことから、市町村全体の財政状況を十分に勘案し、北部 12 市町村間で差をつけずに一律に 10 万円を負担していただきたいという案としていること、なお、各団体に対して改めて文書にて照会する旨の説明があり、委員からは、文書照会の際は、今回説明のあった考え方を改めて示してほしいとの意見があった。

- 純資産額が 2 期連続して 300 万円を下回った場合は解散するとあるが、純資産額が 300 万円を下回る心配はないのかとの質問があり、現在の収支見通し上、純資産額が 300 万円を下回することは想定されていないとの説明があった。

議事2 評議員及び理事等の構成(案)について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を踏まえ、評議員及び理事等の構成を検討する必要がある、

- ・ 理事長職は病院長経験者、理事には、財団法人の設立者となる沖縄県、北部地区医師会から各 1 名、北部 12 市町村から 2 名を選任し、財団法人の設立者以外の関係機関から沖縄県病院事業局、琉球大学病院、地域医療機関から各 1 名選任し、8 名で理事会を構成すること
- ・ 評議員については、財団法人の設立者となる沖縄県、北部 12 市町村及び北部地区医師会から各 1 名を選任し、その他、有識者から 2 名を選任すること
- ・ 監事については 2 名とすること

とする案の説明があり、委員からは、理事及び評議員の主な役割や責任を資料に追加した方がよいとの意見があり、資料を整理し直すこととなった。

(主な質疑)

- 北部 12 市町村から選任する理事及び評議員について、理事には首長、評議員には副首長が選任されるという案となっているが、財団法人においては、評議員が理事・幹事の選任権を持つこととなり、市町村における役職とのバランスが気になること、また、理事及び評議員の役割や責任に関する説明を資料に加えてほしいとの意見があり、事務局から、案の内容は他県の事例も踏まえ検討したものであるが、ご意見を踏まえ、持ち帰って検討すること、理事及び評議員の役割や責任を資料に追加して、再度お示しする、その上で文書にて意見照会を行うこととするとの説明があった。
- 多忙な首長を理事に据えた場合、理事会への出席など、どこまで理事としての務めを果たせるかという心配があるとの意見があった。
- 理事会等の開催回数や、理事等の人数は適正であるかといった意見があり、理事会等の開催回数については、事業計画及び予算の決定や事業報告及び決算の承認

があることから少なくとも年2回は想定されること、理事等の人数については、他県の事例も確認しつつ、責任の大きさも考慮した上で、病院経営に求められるスピード感のある迅速な意思決定が行われる人数を検討し、案として示したものであるとの説明があった。

議事3 管理運営費の基本的な考え方について

- ・ 財団法人設立予定の令和7年度から、医師の確保、看護師の採用等、運営体制の構築に取り組む必要があるが、北部医療センター開院前のこれらの取り組みに要する経費（管理運営費）については、各年度の組織体制や事業計画を踏まえ見込む必要があること
- ・ その費用負担については、北部医療センターの開院前であり、診療報酬等の収益が得られないことを踏まえ検討する必要があること
- ・ 令和7年度の管理運営費については、北部医療センターの母体となる病院の設置者である沖縄県と北部地区医師会並びに北部医療センターの設置者である沖縄県北部医療組合の3者で検討・調整を行い、北部12市町村に確認を行いながら協議を進めることとする
- ・ 開院後の管理運営費については、病院の運営主体として、医療サービスの提供に伴う診療報酬や北部医療組合からの指定管理料など、病院経営により得られる収益で賄うこととなり、沖縄県及び北部12市町村においては、北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書第5条第3項の規定に基づき、病院及び診療所を運営することにより交付される地方交付税の相当額を負担することとなること

について説明及び確認が行われ、令和7年度の管理運営費については、北部医療センターの母体となる病院の設置者である沖縄県と北部地区医師会並びに北部医療センターの設置者である沖縄県北部医療組合の3者で検討・調整を行い、北部12市町村に確認を行いながら協議を進めることとする案について、了承された。

(主な質疑)

- 「開院前3年間の管理運営費はどの程度の金額が必要となるのかシミュレーションが必要ではないか」、「資金調達方法は金融機関からの借入を想定しているのか」、「開院前の管理運営費の負担について初めて認識した」、「設立時の拠出金と異なり負担金額が大きくなるのが懸念される」等の意見があり、事務局から管理運営費の見込みについては、今後の作業となること、また、管理運営費を金融機関から借入れることも方策の1つと思われるが、開院後の病院経営への影響等を考え、借入を行わずに沖縄県が負担する方向で調整したいと考えているが、北部12市町村でも開院前3年間の管理運営費の負担が可能か検討いただく余地は

あるかとの問いかけがあった。

- 開院3年前から看護師を採用する必要性について質問があり、研修を積んだ上で開院時には即戦力となるよう看護師の事前採用が必要であること、またこれについては、令和4年度の医療機能部会で議論され、幹事会を経て協議会でも確認されているとの回答があった。

議事4 給与規定(案)の検討について

北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書において、財団職員の給与、勤務時間その他労働条件は、北部地区医師会病院の労働条件を適用することとされていることを踏まえ、

- ・ 検討スケジュール
- ・ 主な検討課題の素案として
 - ① 転籍意向調査で主な関心事である給与について
 - ② 給与のあり方について
 - ③ 労働条件を定める就業規則について
 - ④ 労働者代表の意見聴取について
 - ⑤ その他の項目

が上げられ、事務局において検討を進め、協議すべき事項があれば協議することです承された。

4 その他意見交換

特になし

5 次回(第3回部会)の開催について

本日の議論を踏まえて、資料の更新を行い各団体へ文書照会を行う事とする。当会議の開催は全3回の開催を予定していたが、会議開催回数についても事務局内で検討の上、次回会議を改めて連絡する。

6 閉会

以上